

令和8年度 保育料基準額表

【一般世帯】

(単位:円)

		3歳未満児保育料基準額(月額)					
階層区分 (T:短時間) (H:標準時間)	定義	保育短時間 (8時間以内)			保育標準時間 (11時間以内)		
		1子	2子	3子	1子	2子	3子
第1階層 (T1・H1)	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層 (T2-2・H2-2)	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3階層 (T3-2・H3-2)	均等割のみ 課税世帯	6,700	3,350	0	7,000	3,500	0
第4階層 (T4-2・H4-2)	48,600円未満	12,600	6,300	0	13,000	6,500	0
第5階層 (T5-2・H5-2)	48,600円以上 57,700円未満	22,500	11,250	0	23,000	11,500	0
第5階層 (T5-2G・H5-2G)	57,700円以上 97,000円未満	22,500	11,250	0	23,000	11,500	0
第6階層 (T6・H6)	97,000円以上 169,000円未満	35,400	17,700	0	36,000	18,000	0
第7階層 (T7・H7)	169,000円以上 301,000円未満	43,300	21,650	0	44,000	22,000	0
第8階層 (T8・H8)	301,000円以上 397,000円未満						
第9階層 (T9・H9)	397,000円以上						

【ひとり親等世帯】

(単位：円)

		3歳未満児保育料基準額(月額)					
階層区分 (T:短時間) (H:標準時間)	定義	保育短時間 (8時間以内)			保育標準時間 (11時間以内)		
		1子	2子	3子	1子	2子	3子
第2階層 (T2-1・H2-1)	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3階層 (T3-1・H3-1)	均等割のみ 課税世帯	2,850	0	0	3,000	0	0
第4階層 (T4-1・H4-1)	48,600円未満	5,800	0	0	6,000	0	0
第5階層 (T5-1・H5-1)	48,600円以上 77,101円未満	9,000	0	0	9,000	0	0
第5階層 (T5-1G・H5-1G)	77,101円以上 97,000円未満	22,500	11,250	0	23,000	11,500	0

令和8年4月からの保育料基準額を上記のとおりとします。なお、4～8月分までの保育料は前年度の市町村民税額で算定され、9～3月分までの保育料は当年度の市町村民税額で再算定されます。

国は「幼児教育・保育の無償化の取組」として、令和元年10月から「3～5歳児」および「市町村民税非課税世帯の0～2歳児」の保育料を無償化しました。食材料費(主食費・副食費)については無償化の対象とならず保護者負担となりましたが、白川町では3～5歳児の主食費・副食費を無償としています。(「年収約360万円未満相当世帯のお子さん」と「年収に関係なく第3子以降(小学校就学前までの子の人数を数えます。)のお子さん」については副食費が免除されます。)

また、県の取組として、年収約470万円未満相当の世帯で満18歳未満の児童が3人以上いる世帯について、第3子以降の保育料を無償化する事業を実施しています。白川町は平成28年9月より事業を開始しています。なお、この取組については事業の見直し(変更、廃止等)もあります。

【年収約360万円未満相当の世帯】

- ・ひとり親等世帯の場合 …… 第2階層～第5階層(所得割課税額48,600円以上77,101円未満)の世帯
- ・一般世帯の場合 …………… 第1階層～第5階層(所得割課税額48,600円以上57,700円未満)の世帯

【年収約470万円未満相当の世帯】

- ・ひとり親等世帯の場合 …… 第5階層(所得割課税額77,101円以上97,000円未満)の世帯
- ・一般世帯の場合 …………… 第5階層(所得割課税額57,700円以上97,000円未満)の世帯

